青森県報

第二千三百十一号

平成十六年四月七日（水曜日）

目　次

告　示

○軽油引取税に係る特約業者の代表者の氏名及び主たる事務所又は事業所の所在地の変更……………………（税　務　課）…一
○ふ化業者の登録…………………………（畜　産　課）…二
○漁船保険付保義務の発生………………（水産振興課）…二
○基本測量の終了…………………………（監　理　課）…二
○廃川敷地等の公示………………………（河川砂防課）…三

公　告

○法人県民税・法人事業税電算システムソフトウェア変更業務に係る一般競争入札…………………（税　務　課）…四
○大規模小売店舗の新設に関する届出……（経営振興課）…五
○右　　同……………………………………（　同　）…六
○大規模小売店舗の変更の届出……………（　同　）…七
○右　　同……………………………………（　同　）…八
○特定漁港漁場整備事業計画の案の縦覧…（漁港漁場整備課）…九

正　誤

○平成十六年三月二十九日号外第二十三号規則中…………（自然保護課）…九

告　示

青森県告示第二百六十九号

次の軽油引取税に係る特約業者の代表者の氏名及び主たる事務所又は事業所の所在地について次のとおり変更があったので、青森県県税条例施行規則（昭和三十四年五月青森県規則第六十一号）第十四条の二第一項前段の規定により告示する。

平成十六年四月七日

青森県知事　三　村　申　吾

区分	名称	代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	変更年月日
変更前	八戸液化ガス株式会社	鈴木　継男	八戸市大字長苗代字二分谷地一の三二	平成二・六・三〇
変更後		鈴木　継男 柳本　茂男		
変更前	〃	鈴木　継男 柳本　茂男	〃	三・六・二五
変更後		鈴木　継男 大橋　石男		
変更前	〃	鈴木　継男 大橋　石男	〃	四・六・二九
変更後		鈴木　継男 大橋　石男 大黒　裕明		
変更前	〃	鈴木　継男 大橋　石男 大黒　裕明	〃	九・六・二六
変更後		鈴木　継男 大黒　裕明		
変更前	〃	鈴木　継男 大黒　裕明	〃	一一・六・二九
変更後		大黒　裕明		
変更前	〃	大黒　裕明	八戸市大字長苗代字二分谷地一の三二	一五・一〇・一
			八戸市卸センター二丁目	

変更後			六の二七	

青森県告示第二百七十号

養鶏振興法（昭和三十五年法律第四十九号）第七条第一項の規定により、次のとおりふ化業者を登録したので、同条第四項の規定により公示する。

平成十六年四月七日

青森県知事　三　村　申　吾

登録番号	登録年月日	ふ化業者の氏名又は名称	住所	ふ化場の名称及び所在地
平成16三第一号	平成一六・三・二七	第一孵卵事業協同組合 代表理事 小出　友則	八戸市卸センター一丁目一一の八	第一孵卵事業協同組合 青森孵卵場 三戸郡福地村大字法師岡字仁右エ門山三の一 第一孵卵事業協同組合 岩手孵卵場 岩手県九戸郡大野村大字大野第一四地割字新田五

青森県告示第二百七十一号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第百十二条第一項の規定による同意があったと認めたので、同法第百十二条の二第三項の規定により公示する。

平成十六年四月七日

青森県知事　三　村　申　吾

発起人の住所及び氏名	加入区の名称
むつ市小川町二丁目六番六号　白川　孝行 むつ市柳町一丁目八番一号　木村　一男 むつ市海老川町一六番二四号　坪　政　弘	田名部

青森県告示第二百七十二号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施した旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成十六年四月七日

青森県知事　三　村　申　吾

一　作業種類
　　基本測量（二万五千分の一地形図修正測量）
二　作業期間
　　平成十五年四月十一日から平成十六年三月二十日まで
三　作業地域
　　青森市
　　弘前市
　　八戸市
　　黒石市
　　五所川原市
　　十和田市
　　三沢市
　　むつ市
　　東津軽郡　平内町
　　　　　　　蟹田町
　　　　　　　今別町

蓬田村
平舘村
三厩村
西津軽郡　鰺ケ沢町
木造町
深浦町
森田村
岩崎村
柏村
稲垣村
車力村
中津軽郡　岩木町
相馬村
西目屋村
南津軽郡　藤崎町
大鰐町
尾上町
浪岡町
平賀町
常盤村
田舎館村
碇ケ関村
北津軽郡　板柳町
金木町
中里町
鶴田町
市浦村
小泊村
上北郡　野辺地町
七戸町
百石町
十和田湖町
六戸町
横浜町
東北町
上北町
下田町
天間林村
六ケ所村
下北郡　川内町
大畑町
大間町
東通村
風間浦村
佐井村
脇野沢村
三戸郡　三戸町
五戸町
田子町
名川町
南部町
階上町
福地村
南郷村
倉石村
新郷村

青森県告示第二百七十三号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から一箇月間、青森県県土整備部河川砂防課及び青森県土整備事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成十六年四月七日

青森県知事　三　村　申　吾

一　河川の名称

二級河川　堤川水系駒込川

二　廃川敷地等が生じた年月日

平成十六年四月七日

三　廃川敷地等の位置

青森市大字駒込字桐ノ沢一六一の一、一六九、一六九の一、一七〇の四、一七一の一、一七二、一七三及び一七四の一地先

四　廃川敷地等の種類及び数量

雑種地　六、四〇四・八〇平方メートル

公　告

法人県民税・法人事業税電算システムソフトウェア変更業務に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成十六年四月七日

青森県知事　三　村　申　吾

一　一般競争入札に付する事項

次に掲げる業務の委託

1　業務名　法人県民税・法人事業税電算システムソフトウェア変更業務

2　仕様等　入札説明書による。

3　履行期限　平成十七年三月三十一日

4　納入場所　青森県総務部税務課（青森市長島一丁目一の一）

二　入札に参加する者に必要な資格

1　地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2　平成十五年六月三十日青森県告示第四百四十六号（物品等の競争入札参加資格）又は平成十六年一月三十日青森県告示第五十五号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定により電子計算組織に係る役務の提供を受ける契約についてＡの等級に格付けされた者であること。

3　青森県企画政策部情報システム課が知事部局の共同の利用に供するために整備したコンピュータネットワーク（以下「行政情報ネットワーク」という。）において提供され青森県総務部税務課が使用しているプログラム言語、画面設計支援ソフトウェア、帳票設計支援ソフトウェア、書式定義プログラム及びジョブ制御言語により行政情報ネットワークで適正に作動するソフトウェアを構築できる者であること。

三　入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

青森市長島一丁目一の一

青森県総務部税務課税務電算グループ

電話　〇一七―七二二―一一一一（内線五四二二）

四　入札及び開札の場所及び日時

1　場所　青森市長島一丁目一の一

青森県庁西棟庁舎七階Ａ会議室

2　日時　平成十六年四月二十一日午前十時

3　その他　郵送又は電送による入札は認めない。

五　入札保証金及び契約保証金に関する事項

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第百三十二条、第百三十三条及び第百五十九条の規定による。

六　契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

七　その他

1　契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2　入札者に求められる義務

入札に参加しようとする者は、次に掲げる証明書等を開札の前日までに青森県総務部税務課長に提出しなければならない。

なお、提出した証明書等について説明を求められたときはこれに応じなければならない。

㈠　ＡＣＯＳ―４／ｉ―ＰＸ（オペレーティングシステム）、ＣＯＢＯＬ／Ｓ

（プログラム言語）、ＣＡＳＥＷＯＲＬＤ（画面設計支援ソフトウェア）、ＶＩＳＵＡＬＦＯＲＭＳ（帳票設計支援ソフトウェア）、ＦＯＲＭＥＸ（書式定義プログラム）及びＡＣＯＳ－４／ｉ－ＰＸ用ＪＣＬ（ジョブ制御言語）を使用できること。

㈡　委託業務と同等のソフトウェアを構築した実績を有すること。

㈢　委託業務に従事できる十分な経験を有するシステムエンジニア等の要員を確保できること。

３　入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

４　入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年四月七日

青森県知事　三　村　申　吾

一　大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキ五所川原パワフル館

五所川原市大字唐笠柳字藤巻五四六の一外

二　大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

ダイワロイヤル株式会社

東京都台東区上野七丁目一四の四

代表取締役　越智壮

三　大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社東北ケーズデンキ

茨城県水戸市柳町一丁目一三の二〇

代表取締役　加藤修一

四　大規模小売店舗の新設をする日

平成十六年十一月二十五日

五　大規模小売店舗内の店舗面積の合計

二、六四〇平方メートル

六　大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

１　駐車場の位置及び収容台数

一二二台（位置は、届出書添付図面のとおり）

２　駐輪場の位置及び収容台数

七四台（位置は、届出書添付図面のとおり）

３　荷さばき施設の位置及び面積

四七平方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）

４　廃棄物等の保管施設の位置及び容量

一一三立方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）

七　大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

１　大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻　午前十時

閉店時刻　午後九時

２　来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前九時三十分から午後九時まで

３　駐車場の自動車の出入口の数及び位置

二か所（位置は、届出書添付図面のとおり）

４　荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前十時から午後七時まで

八　届出年月日

平成十六年三月二十四日

九　届出書及び添付書類の縦覧

１　場所

青森県商工労働部経営振興課及び五所川原市役所

２　期間

３　時間
平成十六年四月七日から同年八月七日まで
午前八時三十分から午後五時十五分まで
ただし、五所川原市役所にあっては、その執務時間内とする。

十　意見書の提出
この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

１　提出期限
平成十六年八月七日

２　提出先
青森県商工労働部経営振興課

３　記載事項
㈠　意見書の提出者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）及び住所
㈡　意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
㈢　意見及びその理由

４　言語
意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年四月七日

青森県知事　三　村　申　吾

一　大規模小売店舗の名称及び所在地
アクロスプラザ十和田南
十和田市東五番町一三九の一外

二　大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
大和情報サービス株式会社
東京都台東区上野七丁目一四の四
代表取締役　榎本昌譽

三　大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社ユニバース
八戸市大字長苗代字前田八三の一
代表取締役　三浦紘一

四　大規模小売店舗の新設をする日
平成十六年十一月二十五日

五　大規模小売店舗内の店舗面積の合計
二、四〇〇平方メートル

六　大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

１　駐車場の位置及び収容台数
一三七台（位置は、届出書添付図面のとおり）

２　駐輪場の位置及び収容台数
七八台（位置は、届出書添付図面のとおり）

３　荷さばき施設の位置及び面積
二九四平方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）

４　廃棄物等の保管施設の位置及び容量
一三立方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）

七　大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

１　大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
㈠　株式会社ユニバース
開店時刻　午前十時
閉店時刻　午後十時三十分
㈡　その他
開店時刻　午前十時
閉店時刻　午後八時

２　来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前九時三十分から午後十一時まで

３　駐車場の自動車の出入口の数及び位置
二か所（位置は、届出書添付図面のとおり）

４　荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前六時から午後九時まで

八　届出年月日
平成十六年三月二十四日
九　届出書及び添付書類の縦覧
1　場所
青森県商工労働部経営振興課及び十和田市役所
2　期間
平成十六年四月七日から同年八月七日まで
3　時間
午前八時三十分から午後五時十五分まで
ただし、十和田市役所にあっては、その執務時間内とする。
十　意見書の提出
この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。
1　提出期限
平成十六年八月七日
2　提出先
青森県商工労働部経営振興課
3　記載事項
(一)　意見書の提出者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）及び住所
(二)　意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
(三)　意見及びその理由
4　言語
意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年四月七日

青森県知事　三　村　申　吾

一　大規模小売店舗の名称及び所在地
三戸ショッピングセンター
三戸郡三戸町大字川守田字下比良一八の一外
二　大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
1　マックスバリュ東北株式会社
秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五
代表取締役　反田悦生
2　株式会社サンデー
八戸市根城六丁目二二の一〇
代表取締役　田村圭三
三　大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	変更後	変更年月日
イオン株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五の一 代表取締役　岡田元也	削除	平成一五・三・二
―	マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五 代表取締役　反田悦生	
―	株式会社大創産業 広島県東広島市大字吉行字向一の六〇 代表取締役　矢野博丈	
―	株式会社ツルハ 北海道札幌市東区北二十四条東二〇丁目一の二四 代表取締役　鶴羽樹	
―	株式会社長吉屋 三沢市松園町三丁目二の七 代表取締役　吉田憲司	

四　届出年月日
平成十六年三月二十四日
五　届出書の縦覧

1　場所
青森県商工労働部経営振興課及び三戸町役場
2　期間
平成十六年四月七日から同年八月七日まで
3　時間
午前八時三十分から午後五時十五分まで
ただし、三戸町役場にあっては、その執務時間内とする。

六　意見書の提出
この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。
1　提出期限
平成十六年八月七日
2　提出先
青森県商工労働部経営振興課
3　記載事項
㈠　意見書の提出者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）及び住所
㈡　意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
㈢　意見及びその理由
4　言語
意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年四月七日

青森県知事　三　村　申　吾

一　大規模小売店舗の名称及び所在地
ＭＡＸデンコードー弘前店
弘前市大字高田二丁目一の一

二　大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社デンコードー
宮城県仙台市宮城野区榴岡一丁目七の一〇
代表取締役社長　井上元延

三　変更しようとする事項

区分		変更前	変更後	変更年月日
大規模小売店舗の施設の配置に関する事項	駐車場の位置及び収容台数	二八一台	二八一台位置変更あり（位置は、届出書添付図面のとおり）	平成一六・一一・三〇
	駐輪場の位置及び収容台数	一四五台	一四五台位置変更あり（位置は、届出書添付図面のとおり）	
	廃棄物等の保管施設の位置及び容量	六〇立方メートル	六〇立方メートル位置変更あり（位置は、届出書添付図面のとおり）	

四　届出年月日
平成十六年三月三十日

五　届出書及び添付書類の縦覧
1　場所
青森県商工労働部経営振興課及び弘前市役所
2　期間
平成十六年四月七日から同年八月七日まで
3　時間
午前八時三十分から午後五時十五分まで
ただし、弘前市役所にあっては、その執務時間内とする。

六　意見書の提出
この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。
1　提出期限
平成十六年八月七日
2　提出先
青森県商工労働部経営振興課
3　記載事項

㈠　意見書の提出者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）及び住所
㈡　意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
㈢　意見及びその理由

４　言語
意見書は、日本語により記載すること。

特定漁港漁場整備事業計画の案の縦覧

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第十七条第一項の規定により、奥戸地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を定めたいので、同条第四項の規定により、公告し、当該特定漁港漁場整備事業計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該特定漁港漁場整備事業計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、県に対し意見書を提出することができる。

平成十六年四月七日

青森県知事　三　村　申　吾

一　縦覧に供する書類
奥戸地区特定漁港漁場整備事業計画の案

二　縦覧場所
青森県農林水産部漁港漁場整備課及び大間町役場産業振興課

三　縦覧期間
平成十六年四月七日から同月二十七日まで

四　縦覧時間
午前八時三十分から午後五時十五分まで

正誤

発行年月日 発行番号	区分	番号	ページ	段	行	誤	正
平成一六・三・二九 号外第二三号	規則	第二五号	一	下	後ろから四	第十五項第一号二中	第十五項第一号ニ中

自然保護課

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青　　森　　県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚ニ付十五円一銭